

# 事業報告書

(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 白水会
- ①  財団     社団 (  出資持分なし     出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特別医療法人     特定医療法人
- 出資額限度法人     その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1830番地2

(3) 設立認可年月日 令和 1年11月26日

(4) 設立登記年月日 令和 2年 3月23日

## 2 事業の概要

### (1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	なか歯科医院	長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1830番地2	一般病床 0床 療養病床 0床
診療所	なか歯科医院 大村院	長崎県大村市西本町480-23	一般病床 0床 療養病床 0床

### (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

- 令和 3年 6月28日 令和3年度決算の決定
- 令和 3年 6月30日 役員の変更 (理事長重任)
- 令和 4年 4月30日 第4期(自令和4年5月1日令和5年4月30日)の  
事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 白水 会

所在地 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1830番地2

貸 借 対 照 表

(令和 4年 4月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	99,087	I 流 動 負 債	47,077
II 固 定 資 産	66,903	II 固 定 負 債	84,274
1 有 形 固 定 資 産	63,303		
2 無 形 固 定 資 産	1,155	負 債 合 計	131,351
3 そ の 他 の 資 産	2,445	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 利 益 剰 余 金	25,139
		II 基 金	9,500
		純 資 産 合 計	34,639
資 産 合 計	165,990	負 債 ・ 純 資 産 合 計	165,990

法人名 医療法人 白水 会

所在地 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1830番地2

損 益 計 算 書

(自令和 3年 5月 1日至令和 4年 4月 30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	148,114
2 事業費用	117,873
本来業務事業利益	30,241
事業利益	30,241
II 事業外収益	2,328
III 事業外費用	553
經常利益	32,016
IV 特別利益	3,810
税引前当期純利益	35,826
法人税等	7,061
当期純利益	28,765

法人名 医 療 法 人 白 水 会

所在地 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1830番地2

財 産 目 録

(令和 4 年 4 月 30 日 現 在)

1. 資 産 額	165,990 千円
2. 負 債 額	131,351 千円
3. 純 資 産 額	34,639 千円

( 内 訳 )

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	99,087
B 固 定 資 産	66,903
C 資 産 合 計 ( A + B )	165,990
D 負 債 合 計	131,351
E 純 資 産 ( C - D )	34,639

土地及び建物について、該当の欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 白水会  
理事長 仲 貴 之 殿

私は、医療法人 白水会の令和4会計年度(令和3年5月1日から令和4年4月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 6月 29日

医療法人 白 水 会  
監 事 梶 沼 佐 知 子

印